

半田市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を連れた保護者が外出中に、安心しておむつ替えや授乳などが行える場所を赤ちゃんの駅として広く設置することにより、子育てを支援する生活環境の整備を図り、もって地域における子育て支援の意識の醸成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、赤ちゃんの駅とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす施設で、無料で利用できるものをいう。

- (1) ベビーベッド、おむつ交換台等安心しておむつ替えが行える場所の提供ができること。
- (2) 授乳に供することができる部屋又はカーテン等で仕切ることにより、安心して授乳が行える場所の提供ができること。
- (3) 常時、沸かしてから30分未満で、かつ、70℃以上に保たれたミルク用の衛生的なお湯が提供できること。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、乳幼児（おおむね3歳未満）及びその保護者とする。

(登録対象施設)

第4条 赤ちゃんの駅として、登録の対象となる施設は、第2条に規定する要件を満たす市内の公共施設、民間の施設等とする。

(設置努力)

第5条 市長は、既存の市の施設を利活用し、赤ちゃんの駅の設置に努めるものとする。

- 2 市長は、市内の民間施設等に登録を呼びかけることにより、赤ちゃんの駅を市内に広く設置ができるよう努めるものとする。

(登録方法)

第6条 赤ちゃんの駅として、登録を希望する施設は、半田市赤ちゃんの駅登録申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、赤ちゃんの駅として登録するとともに、半田市赤ちゃんの駅登録証（様式第2）及び市長が別に定める標章を交付するものとする。
- 3 前2項の規定は、市の施設を赤ちゃんの駅として登録しようとする場合には、適用しないものとする。

(変更・廃止の届出)

第7条 前条の規定により登録を受けた施設（以下「登録施設」という。）は、その登録内

容を変更しようとするとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、半田市赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届（様式第3）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録施設が第2条の要件を満たさないことが明らかになったとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を取り消すことができる。

（標章の掲示）

第9条 登録施設は、第6条の標章を当該施設の出入り口その他利用者に分かりやすい場所に掲示するものとする。

（広報）

第10条 市長は、市のホームページ及び刊行物に掲載することにより、登録施設を広く市民に周知するものとする。

（子育て情報の提供）

第11条 登録施設は、赤ちゃんの駅事業に加え、子育てに関する情報の提供を行うことができるときは、併せて行うものとする。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

半田市赤ちゃんの駅登録申請書

年 月 日

半 田 市 長 殿

(申請者)

所在地

名 称

代表者

半田市赤ちゃんの駅として登録を受けたいので、半田市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱第6条の規定により申請します。

フリガナ	
施設名	
所在地・電話番号	所在地：半田市 電話番号：
開始年月日	年 月 日
開設日・開設時間	開設日： 開設時間： 時 分から 時 分まで
登録要件 (該当するものに○ を付ける)	1. おむつ替えが行える場所の提供 2. 授乳が行える場所の提供 3. ミルク用のお湯の提供
備 考	

※現況写真及び設置場所を示す資料を添付してください。

様式第2 (第6条関係)

半田市赤ちゃんの駅登録証

番 号	
施 設 名	
所 在 地	
電 話 番 号	
開 設 日	
開 設 時 間	
内 容	

半田市赤ちゃんの駅設置事業実施要綱第6条の規定により、貴施設を登録します。

年 月 日

半田市長

印

様式第3 (第7条関係)

半田市赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届

年 月 日

半 田 市 長 殿

(届出者)

所在地

名 称

代表者

1 内容を次のとおり変更したいので届け出ます。

変 更 時 期	年 月 日
変 更 理 由	
変 更 内 容	

2 登録を廃止したいので届け出ます。

廃 止 時 期	年 月 日
廃 止 理 由	

※廃止の場合は、廃止日以後、速やかに交付済みの登録証及び標章を返還してください。